

運転免許証の経由更新手続について

経由更新とは	○ 住所地を管轄する公安委員会以外の都道府県公安委員会を経由して行う更新手続です。 【例】 運転免許証の住所が秋田県の方が、秋田県の住所を変更せずに、東京都の運転免許センターに申請（経由）して行う更新手続です。			
手続できる方	○ 優良運転者に該当する方 ただし、次の方は、優良運転者であっても更新申請ができません。 ※ 運転免許証に身体条件に応じた条件を付与されている方（眼鏡等、補聴器条件を除く。） ※ 申請時に住所変更等、記載事項変更の届出や再交付申請を同時に行う方			
手続できる期間	運転免許証の有効期間が満了する年の 誕生日の1か月前から誕生日までの間 (誕生日が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合はその前日まで) (例) 4月1日が誕生日の方 3月1日（1か月前）～4月1日（誕生日）			
経由地別	秋田県以外の住所の方が、秋田県を経由して申請する場合	秋田県の住所の方が、他の都道府県を経由して申請する場合		
手続場所	秋田県運転免許センター			
受付時間等	月曜日から金曜日 ※ 土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。 午前8：30～9：30 午後1：00～1：50	申請(経由)する都道府県にお問い合わせください。		
交付	後日交付（約3週間後）	後日交付（約3週間後）		
必要なもの	○ 運転免許証 ○ 更新連絡書（はがき等） ※ ない場合でも手続はできます。 ○ 申請用写真1枚 ※ 縦3cm×横2.4cm、無帽、正面、上三分身、無背景のもので、申請前6か月以内に撮影したもの	○ 運転免許証 ○ 更新連絡書（はがき） ※ ない場合でも手続はできます。 ○ 申請用写真1枚 ※ 縦3cm×横2.4cm、無帽、正面、上三分身、無背景のもので申請前6か月以内に撮影したもの		
手数料	【更新期間が満了する日の年齢が70歳以上の方】 ○ 高齢者講習終了証明書等			
	【更新期間が満了する日の年齢が75歳以上の方】 ○ 高齢者講習終了証明書等 ○ 認知機能検査結果通知書			
	更新手数料	2,550円	更新手数料	2,550円
	住所地の収入証紙、納入済通知書等 が必要になります。 ※ 都道府県によっては、納入方法等が異なる場合がありますので必ず住所地の免許センター等にお問い合わせください。		秋田県の収入証紙 が必要になります。 ※ 秋田県の免許センター、警察署の交通安全協会等で販売しています。 ※ 3,000円分の証紙等、手数料額を超過する証紙では受付できませんので、過不足なく2,550円分の証紙をご用意ください。	
	講習手数料	500円（優良講習の方）	講習手数料	500円（優良講習の方）
経由手数料	550円	経由手数料	550円	
※ 新しい運転免許証の受領を郵送で希望する場合は、手数料（2,000円程度）が別途必要になります。 ※ 新しい運転免許証の受領を直接免許センター等で希望する場合は、事前に住所地の免許センター等にお問い合わせください。				
その他	○ 経由更新申請をした公安委員会が行う更新時講習（優良講習または高齢者講習等）を受講することができます。			

お問い合わせ先

運転免許センター TEL 018-824-3738
または最寄りの警察署（免許受付）まで